

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金交付要綱

(通則)

第1条 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に基づく認証を受けた特定非営利活動法人であって地方公共団体から推薦を受けた法人、都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、それらを含む連携主体（交付金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した複数の都道府県、特別区、市町村又は法人をいう。以下同じ。）又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）が、地域の知恵と工夫を生かし、地域の人材を活用して、情報通信技術（以下「ICT」という。）を導入・活用することにより、地域雇用の創出とともに、地域における公共サービスの向上を図ることを目的とする。

(交付金事業)

第3条 この交付金を充てることができる事業は、特定非営利活動法人、都道府県、特別区、市町村、それらを含む連携主体又は第三セクター法人（以下「民間団体等」という。）が、地域の知恵と工夫を生かし、地域の人材を活用しながら、ICTを導入・活用して、地域における公共サービスの向上を図るための事業（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業を除く。）（以下「交付金事業」という。）で、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) ICTを活用した事業を実施するために必要な人材育成・招へい等に関するもの
- (2) ICT関連システムの設計・構築に関するもの
- (3) ICT関連機器・設備の整備に関するもの

(交付金額、交付対象経費)

第4条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、民間団体等が交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内において、事業規模、事業内容に応じて、3億円（ただし、

2以上の地方公共団体を含む連携主体が、実施する事業に限る。)、1億円のいずれかを上限として交付するものとする。なお、申請額が交付金額に満たない場合は、当該差額は交付しない。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件当たり300万円をそれぞれ下限とする。

2 大臣は、第三セクター法人が前条(3)の交付金事業のうち公衆によって直接受信されるための有線電気通信の送信を行う事業に必要な経費を市町村又は連携主体が交付対象経費の4分の1以上(交付金事業において国が市町村又はその連携主体に交付する交付金充当額を含む。)を補助する場合において、当該市町村又はその連携主体に対し、予算の範囲内において交付対象経費の4分の1に相当する額を交付するものとする。ただし、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、一件当たり100万円をそれぞれ下限とする。

3 交付対象経費は、別表のとおりとする。なお、前項の算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付申請)

第5条 民間団体等は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 交付金の交付を受けようとする民間団体等は、前項の交付金の交付の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(実施計画の策定)

第6条 この交付金を受けようとする民間団体等は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、大臣へ提出しなければならない。

- (1) 交付金事業の内容
- (2) 計画の対象地域
- (3) 交付金事業のスケジュール
- (4) 交付金事業の目標
- (5) 交付金事業の総事業費
- (6) その他必要な事項

2 大臣は、民間団体等の長から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該民間団体等に対して通知する。

3 前2項の規定は、実施計画を変更する場合に準用する。

(実施計画の事後評価)

第7条 民間団体等は、交付金事業の終了後に、実施計画の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、民間団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

(交付決定)

第8条 大臣は、第5条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付決定通知書(様式第2号)により民間団体等に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付金の交付決定通知を受けた民間団体等(以下「交付金事業者」という。)は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、交付金の交付申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知があった日から起算して20日以内に、情報通信技術地域人材育成・活用交付金交付申請取下げ届出書(様式第3号)を大臣に提出しなければならないものとする。

3 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付金事業の変更)

第10条 交付金事業者は、交付金の交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業変更承認申請書(様式第4号)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額の20%を超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

(2) 交付金事業の額を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 交付金事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 交付金事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、交付金事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 交付金事業の目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

(交付金事業の中止又は廃止)

第11条 交付金事業者は、交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金事業の事故の報告)

第12条 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業事故報告書（様式第6号）により大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付金事業の実施状況報告)

第13条 交付金事業者は、交付金事業の遂行状況について大臣の要求があったときは、速やかに情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金事業実施状況報告書（様式第7号）を大臣に提出しなければならない。

(交付金事業の実績報告)

第14条 交付金事業者は、交付金事業が完了したときは、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、情報通信技術地域人材育成・活用事業実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）を大臣に提出しなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

3 交付金事業者は、第1項の報告を行うに当たり、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第15条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る交付金事業の実績が交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金の額の確定通知書（様式第9号）により、交付金事業者に通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 3 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金返還命令通知書（様式第10号）により、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、大臣は、未納額についてその未納期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付金の支払）

- 第16条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。
- 2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金精算（概算）払請求書（様式第11号）を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第17条 大臣は、第11条の規定による交付金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8条の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 交付金事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の事業に使用した場合
 - (3) 交付金事業者が、交付金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号の場合を除く。）には、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第15条第4項の規定を準用する。
 - 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第18条 交付金事業者は、交付金事業の完了後に、消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに様式第12号の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 第15条4項の規定は、前項の返還について準用する。

(交付金事業の経理等)

第19条 交付金事業者は、交付金事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 交付金事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の会計帳簿とともに事業の完了した日(第11条の規定による交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間、保存しなければならない。

(財産の管理等)

第20条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第13号)を備え管理しなければならない。

3 交付金事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条に定める報告書に取得財産等明細表(様式第14号)を添付しなければならない。

4 大臣は、交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させる旨を命じることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 交付金事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15号による承認申請書を大臣に提

出し、大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(財産処分の承認の例外)

第22条 前条第3項の規定による財産処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分（取得価格が単価50万円以上のものに限る。）であって交付金事業者が様式第15号による届出書を大臣に提出した場合は大臣の承認があったものとみなす。

ただし、同項の届出書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(契約)

第23条 交付金事業者（都道府県、特別区及び市町村を除く。）は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當な場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(書類の提出)

第24条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当該民間団体等の所在地を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を經由して、大臣に提出するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年2月4日から適用する。

別表（第4条関係）

交付対象 経費の区分	内 容
人材育成・ 招へい費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した事業を実施するために必要な人材育成・招へいに要する経費 （人材育成のための講師諸謝金、事業運営に必要な人材招へい費及びこれらに類する経費）
ICT関連 システム 設計・構築費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT関連システムの設計・構築に要する経費 （プログラム開発等の役務費、電子計算機使用料、ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）及びこれらに類する経費） ・ その他事業を実施するために必要な事務費
ICT関連 機器・設備 整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT関連機器・設備の整備に要する経費 （サーバ、ネットワーク機器、情報通信端末、送受信設備、伝送路設備、電源設備等の購入費、使用料、設置に係る工事費（用地の取得に要する経費を除く。）及びこれらに附帯する経費）